

令和2年7月10日

事業主様

ダイハツ系連合健康保険組合

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 標準報酬月額の特例届出について

平素は当健康保険組合の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記につき、厚生労働省より下記対応が可能となる旨通知がありました。
要件に該当する事業所で届出を行う場合は別添資料を参考に提出いただきますようお願いいたします。

記

- 届出名 被保険者報酬月額変更届（特例）
- 目的 新型コロナウイルスの影響で事業所が休業し給与が著しく下がった方の救済
- 対象 別紙リーフレット「標準報酬月額の保険者算定の特例について」の
（※1）対象となる方の5要件すべてに該当する方
- 内容 給与が下がった月の翌月からの標準報酬月額改定が可能
※通常は給与が下がった月から4ヵ月目
- 必要書類 (1) 特例用月額変更届（別添）
(2) 申立書
※別添「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」
(3) 同意書
※別添「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る同意書」
※健保組合への提出不要・事業主が2年間保管
- 注意事項 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な特例措置であること
(2) 改定の影響により不利益が生じる場合があること
※傷病手当金や出産手当金支給額、将来受給する年金額の減少など
(3) 通常の勤務体系・給与に戻った後、再度月額変更届の提出が必要になる場合があること

以上

ご不明な点等ありましたらお問合せください。

健保組合事務局 TEL 06-6371-1453 メール mail@daihoken.jp